

(公 印 省 略)

令和 2年 3月 4日

草津町立草津小学校・草津中学校

保 護 者 各 位

草津町新型コロナウイルス対策本部

本部長 草津町長 黒 岩 信 忠

草津町教育委員会

教育長 吉 田 秀 男

新型コロナウイルス感染症対策に伴う管内小中学校の臨時休校措置に伴う

給食代替支援事業について（通知）

草津町においては、既にお知らせをさせていただいておりますとおり、草津小学校及び草津中学校について、3月2日（月）から3月26日（木）までの間、臨時休校の措置としております。

これは国が示したとおり、「今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点」から休校の措置となったことによるものでありますが、管内小中学校の保護者の皆様におかれましては、ご理解やご協力を賜り、誠にありがとうございます。

児童生徒の不安がなきよう、各学校からは電話連絡（相談の受付も含め）や、ホームページ・緊急メール等で情報発信を行うよう努めます。また、学校に置いたままとなっているお子さんの荷物の受領や、家庭学習等での取り組み（プリント等の配布）などについても各学校による対応により、学年等を分けるなどの分散化や短時間の設定などをしたうえで、基本的には厳戒期間とされている2週間後を目安に設定を行う予定としております。

このような中、在宅での時間が長くなることが予想される中、草津町長の判断によって、学校給食が提供できないこの臨時休校中の期間（3/2～3/26）、保護者の皆様のご負担を考慮し、給食代替支援事業として助成金の支給を行うことが決定されました。（裏面へ）

◆給食代替支援事業の概要説明

表面に示しましたとおり、臨時休校の措置によって学校給食が提供できない期間の保護者支援が事業の目的となります。(草津町長施策)

※学校給食費自体は草津町では全額公費負担をしています。(年額で一人あたり、小学校で56,400円、中学校で65,400円の負担措置を図っています)

※今回の支援事業の積算としては、給食費の一日あたりの単価は小学校で282円、中学校で327円となりますが、保護者の方々の支援に関しまして一日あたり500円とし、臨時休校中の日数分を積算し、以下の助成金(一人あたり)を支給いたしますのでお知らせいたします。

○小学校1～5年・中学校1～2年 500円×18日分=9,000円

○小学校6年生 500円×16日分=8,000円

○中学校3年生 500円×10日分=5,000円

※助成金の支給方法

- ・中学3年生につきましては、卒業式当日に保護者の方に受付でお渡しします。
- ・その他の学年につきましては、3月16日(月)～3月19日(木)の4日間の中で各学校が登校日を設定すると思われるので、保護者同伴等のご協力をいただき、各学校で受領いただきたいと思っております。
- ・上記の受領に際しては、領収印等は不要です。
- ・また、中学校3年生の保護者の方々には新年度に入りましたら、草津町独自の事業ですが、「高校生等就学費助成事業(年額4万円支給)」のご案内をさせていただきますので予めご承知おき下さい。

◆その他のお知らせ

長期の臨時休校となりましたが、様々な情報が国や県からも入ってきております。草津町教育委員会としても各学校としても児童生徒のために、種々の相談等については対応していきますので、ご心配なことなどがありましたらご相談下さい。

草津町教育委員会事務局

TEL : 88-0005 FAX : 88-0006